

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」

(平成 23 年 5 月 6 日)

内閣府防災担当

東日本大震災に対処するため、応急復旧等を迅速に進めるための地方公共団体に対する財政援助や、被災者のための社会保険料の減免、中小企業者に対する金融上の支援等の特別の助成措置について定める。

・<主な内容>中の下線は、阪神・淡路財特法に盛り込まれていなかったもの。

1. 地方公共団体等に対する特別の財政援助<24 項目（阪神・淡路 19 項目）>

大地震又は大津波により甚大な被害を被った地方公共団体（政令で定める「特定被災地方公共団体」）等に対し、公共土木施設や社会福祉施設等の復旧、災害廃棄物処理等に対する補助等の財政援助を行う。

[いわゆる激甚法の「横出し」]

<主な内容>

【補助率 8/10～9/10】

上水道、工業用水道、改良住宅等、交通安全施設等、都市施設（街路等）

一般廃棄物処理施設、集落排水施設 ※以上の施設は事業費を合算して補助率を算出。

【補助率 1/2～8/10～9/10】災害廃棄物処理（ガレキ処理）

【国の負担率 8.5/10】仙台空港の滑走路等

【補助率 2/3】警察施設、消防施設、公的医療施設、被災市町村の臨時庁舎、保健所、社会福祉施設（老人デイサービス施設、社会事業授産施設等） 等

2. 被災者等に対する特別の助成措置 <116 項目（阪神・淡路 60 項目）>

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村及びこれに準ずる区域（政令で定める「特定被災区域」）における被災者等に対し、社会保険料の免除、農林漁業者や中小企業者に対する金融支援等の助成を行う。

<主な内容>

【社会保険関係】被災者・事業主に対する社会保険料の免除、被災者の医療費窓口負担等の免除、行方不明者の死亡推定による遺族年金等の速やかな支給 等

【金融支援関係】被災した農業・漁業者及び中小企業者に対する信用保険の保険料補率の拡充 等

3. 公布・施行日

5月2日（月） 公布・施行